

令和 8 年 7 月 21 日

保護者・地域の皆様へ

沼津市教育委員会

小中学校のメッセージ機能付き電話の運用見直しについて（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃より本市の教育行政に御理解をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本市では、国や県の方針に基づき、令和 8 年 3 月に「沼津市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定いたしました。本計画は、教職員が心身ともに健康な状態で子供たち一人一人と向き合い、自ら学ぶ時間を確保することで、よりよい教育を行うためのものです。現在、計画に基づき、教職員の適切な業務量管理と環境整備を進めているところです。

つきましては、本計画を推進する取組の一環として、令和 2 年度から導入しているメッセージ機能付き電話について、下記のとおり運用の見直しを行うことといたしました。このことにより、保護者・地域の皆様には御不便をお掛けする場面もあるかと存じますが、子供たちのよりよい成長を支える学校環境づくりのため、趣旨を御理解いただき、御協力をお願い申し上げます。

記

1 運用開始日

令和 8 年 8 月 27 日（木）

2 自動音声による応答時間（原則として学校に電話がつかない時間）

(1) 授業を行う日〔平日・土日等で授業参観や行事等を実施する日〕

午後 5 時 30 分から翌日午前 7 時 30 分まで

※小・中ともに同じ時間となります。

(2) 授業を行わない日〔土日・祝日・振替休日・年末年始・学校閉庁日〕

終日

※年末年始：12 月 29 日～1 月 3 日

※学校閉庁日：別にお知らせするお盆の期間

(3) 長期休業期間（春季・夏季・冬季）

午後 4 時から翌日午前 8 時 30 分まで

※朝や夕方、校内巡視や動植物の世話等のため電話の対応ができないことがあります。

3 その他

(1) 教職員の勤務時間は、午前 8 時から午後 4 時 30 分までです。

(2) 2 に掲げる自動音声による応答時間には、原則として学校からの連絡は行いません。

(3) 児童生徒の生命や安全に関わる重大な事態など、緊急を要する場合には、市教育委員会学校教育課（934-4809）又は市役所（931-2500）、沼津警察署（952-0110）、最寄りの交番・駐在所、消防署へ御連絡ください。

(4) 教職員個人の電話番号やメールアドレス、SNS のアカウント・ID 等の提供は行っておりません。

4 問い合わせ先

沼津市教育委員会学校教育課 934-4809